

死刑を考える

2008
第13号

●主な内容●

- 第4回死刑事件弁護経験交流会
～光市母子殺害事件差戻し控訴審の
弁護活動を検証する～……………11
- 死刑執行に関する会長声明……………11
- 国際人権(自由権)規約委員会審査
日本の死刑制度を厳しく批判……………12
- 「死刑を考える日」を開催……………12

死刑制度問題ニュース

編集責任

日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会

7月19日、弁護士会館クレオAにおいて、第4回死刑事件弁護経験交流会が開催された。世間の耳目を集めた光市母子殺害事件を取り上げたためか、参加対象を弁護士に限ったにもかかわらず70名以上が参加し、5時間にわたって熱心な討議がなされた。

【交流会の趣旨】
死刑に直面する者は、手続のあらゆる段階で弁護士の適切な援助を受けなければならないことが、国連決議で求められているが、日本ではその権利が十分に保障されていない。日弁連は2004年の人権擁護大会決議で、この権利を実現するための取組みを行うことを宣言し、その一環として死刑事件弁護経験交流会を実施してきた。これは、死刑事件を担当した弁護士の経験を広く共有して今後の弁護士に情報を発信するという趣旨で行われているものである。

今回取り上げた光市事件は、近年の死刑判決の激増を象徴するものとして注目を集め、報道と弁護の在り方等も問い直される契機となった。こうした光市事件の弁護を検証し、従来なら死刑にはなり得なかった事件が死刑にされようとしている中で、いかにして死刑回避を実現するか、という問題意識で今回の交流会は開催された。

第4回死刑事件弁護 経験交流会

～光市母子殺害事件差戻し控訴審
の弁護活動を検証する～

[小林修委員長]

【弁護団報告】
まず、新川登茂宣弁護士(広島)が、事件の概要を報告した。高校を卒業して間もない18歳30日の少年が、同じ企業の社宅に住む母子を死に至らしめて姦淫するという事件が発生した。少年は、共に父親の暴力の被害者であった母親と緊密な関係にあった。しかし、中一の時、母親の自殺した姿を見ることになり、以後、少年の精神的な成長が止まった。その後高校を卒業した少年は、地元の配管設備工事の会社に就職した。小

さな家庭的な会社であったが、少年は、それまで無視されてきた自分とのギャップを感じて出勤しづらくなり、事件前日は欠勤した。そして、事件当日、仕事に出たふりをして欠勤した少年は、排水検査を装って社宅を個別訪問し、被害者方で本件が発生した。

一・二審は事実を争わず、死刑求刑に対し無期判決となった。しかし、最高裁がこれを破棄し、差戻し控訴審で初めて事実と向き合ったが、少年事件ということが考慮されることなく死刑判決となり、現在上告中である。

次に、新谷桂弁護士(第二東京)が、法医学鑑定について報告した。

被害者の遺体に残された痕跡と自白(いわゆる旧供述)とが整合しない。つまり、右頸部の蒼白帯の形状と自白の扼頸態様とが食い違つ、右頸部の蒼白帯と左頸部の円形表皮剥奪の位置関係と自白とが矛盾する等である。そして、自白ではなく新供述の方が痕跡に符合する。

さらに、被害者の遺体に残された痕跡も自白と整合しない。つまり、自白にいう被害者を頭上から

床に叩きつけたという痕跡がない、紐で二重に絞頸した痕跡がない等である。そして、紐を緩く首に巻いたという行為態様の方が痕跡に符合する。

最後に、井上明彦弁護士(広島)が、被告人供述について報告した。

当初、弁護団は、法医学鑑定等の私的鑑定の証拠調べを先行的に求めた。しかし、裁判所から、これらの証拠調べを採用する前提として、被告人質問を先行すること求められた。それに従って、各鑑定人の証人尋問は採用されたが被告人質問である程度の詳細なものが出た。従来自白とは異なる部分があり、判決では、旧供述と新供述のどちらが信用できるかという形で論じられた。そして、新供述が信用できないとして、これを前提とする鑑定は信用できないとされてしまった。しかし、新供述といわれる中身は、一部分が既に旧供述に出ていたものである。そして、旧供述の事実との食い違い等を、今後、論証していきたい。

【弁護活動についての討論】
最初の助言者である森下弘弁護士(大阪)は、刑事事件を多く手がけている立場から、弁護活動に対して、批判的な問題提起を行った。最高裁判決の見方をどうすべきか、情状一本の弁護の可能性もあつたのではないかと、大きな防御ラインをどこに設定すべきだったのか、被告人の供述通りの主張でいいのか等、示唆に富む指摘であった。

【最後に】
光市事件は再審まで視野に入れるべきという会場からの指摘もあつたが、弁護団は、最高裁での更なる奮闘を誓っていた。

当委員会は、引き続き光市事件を参考にして11月19日にライブ研修を行うこと、来る1月17日には第5回死刑事件弁護経験交流会を行うことのお知らせして、交流会を終了した。

【メディア対応について】
まず、弁護団長の本田兆司弁護士(広島)が、放送倫理・番組向上機構(BPO)の報告書を紹介し、弁護団が記者会見や記者レクを丁寧に行ってきたこと、弁護人への取材は窓口を本田団長に一本化したこと、被害者寄りの報道が多かつたこと、裁判所も報道にかなり神経を尖らせており、市民・社会の見る目を強く意識していたこと等を報告した。

続いて、NHK解説委員の友井秀和氏から、広島の記事の取材結果を東京で受け取る立場で意見が述べられた。弁護団の記者会見に参加した際には、記者への説明が大変丁寧になされているという印象が述べられたが、それでも、刑事裁判の進め方や弁護人の役割等、理解が不十分であると感じたとのことであつた。また、メディア対応についても、最終的には社会全体としての認識を知った上で、今後はそれに対して何を伝えていくのかという意識が必要ではないかと指摘された。そして、裁判員裁判では、公判前整理手続の段階でどのようなことを伝えるかが検討されるべきとの発言もあつた。

【最後に】
去る10月28日、今年5回目となる死刑が執行されたことを受け、日弁連は会長声明を発表し、同日、法務大臣あてに執行した。また、11月13日現在、13弁護士会からも抗議声明が発表されている。日弁連会長声明は以下のとおりである(ホームページにも掲載)。

死刑執行に関する会長声明

去る10月28日、今年5回目となる死刑が執行されたことを受け、日弁連は会長声明を発表し、同日、法務大臣あてに執行した。また、11月13日現在、13弁護士会からも抗議声明が発表されている。日弁連会長声明は以下のとおりである(ホームページにも掲載)。

本日、仙台拘置支所及び福岡拘置所において1名ずつ、計2名の死刑確定者に対して死刑が執行された。

これは、本年に入ってから5回目の死刑執行であり、執行された死刑確定者の数は、本年だけで15名にのぼる。これは、過去30年間で最多の数である。

今、我が国の死刑制度は、国連をはじめとする国際社会から、大きく注目されている。国際社会においては、死刑廃止が潮流となっており、死刑制度を存置する国においても、死刑の執行を停止し、あるいは死刑の適用を制限する動きが相次いでいる。2007年12月に、国連総会本会議において、死刑執行の停止を求める決議が圧倒的多数で採択されたことは、こうした流れを端的に示すものである。

これに対して、我が国では、死刑判決数及び死刑執行数がともに、近年顕著な増加を見せており、こうした我が国の状況に対しては、国連拷問禁止委員会(2007年5月)、さらに国連人権理事会(2008年6月)から深刻な懸念が示され、死刑に直面する者に対する権利保障を整備することも、死刑の執行を停止することが勧告されてきた。

そして本年10月15日、16日の両日には、国際人権(自由権)規約

委員会により、我が国の人権状況に関する第5回の審査が行われた。審査では、特に、死刑判決に対する上訴が義務的とされていない現状に対する深刻な懸念が示された。本日死刑が執行された2名のうちの1名も、控訴審において第一審の無期懲役を破棄して死刑が宣告され、その後上告の取り下げにより死刑が確定している。また、死刑制度とその運用について、日本政府が国内世論の支持を理由として挙げたことに対して、委員からは、死刑制度は人権問題であり、世論で決定すべき事柄ではないとの批判が相次いだ。

国際人権(自由権)規約委員会の最終所見が、まさに本日も採択されようとしている。ところが、政府は、敢えて本日の死刑執行に踏み切つたものである。これは、政府が、国際社会からの要請には一切耳を傾けず、我が国が加入した人権条約を尊重する意思がないことを、国際社会に対して宣明する行為に等しい。最終所見において、今まで以上に厳しい勧告がなされることは避けられない状況であり、我が国の死刑制度に対する国際社会からの批判は、今後ますます高まるであろう。そればかりか、このような状況では、国際社会から人権国家としての評価を失ふことになりかねず、強い危機感を覚えるを得ない。

当連合会は、改めて政府に対し、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うまでの一定期間、死刑の執行を停止するよう、重ねて強く要請するものである。

2008年10月28日
日本弁護士連合会
会長 宮崎 誠

国際人権(自由権) 規約委員会審査

日本の死刑制度を厳しく批判

〔田鎖麻衣子副委員長(自由権ワーキング委員)、日弁連派遣代表団メンバー〕

10月30日、国際人権(自由権)規約委員会から、市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下「規約」という。)の実施状況に関する第5回日本政府報告書審査の結果である総括所見が示された。前回1998年に行われた第4回審査では、①日本が死刑の廃止に向けた措置を講ずること、及び、それまでの間その刑罰は、規約第6条2に従い、最も重大な犯罪に限定されるべきこと(20項)、②死刑確定者の拘禁状態が、規約第7条、第10条1に従い、人道的なものにされること(21項)が勧告された。しかし、これらの勧告が、刑事被收容者処遇法(2007年6月施行)による外部交通制限の若干の緩和を除けば、10年の間、まったく考慮されず、むしろ政府が死刑制度の適用範囲を拡大し、勧告と正反対の方向へと動いてきたことは明らかである。

今回の審査は10月15日・16日の両日にわたって行われたが、当初予定されていた6時間を2時間も延長する異例の長さとなり、ここでも日本の死刑制度とその運用は、2007年5月の拷問禁止委員会、本年5月の人権理事会での各審査に続き、またしても最も重要な人権問題のひとつとして取り上げられたのである。

死刑制度に対する世論の支持を楯に取る政府に対し、委員からは、「死刑を廃止した国でも最初は存置論が強い。世論とは反対の措置を取っていく必要もある」(シャネ委員)、「世論に頼ってはいけ

ないこと(シャネ委員)、高齢者に対する死刑執行、死刑確定者は昼夜単独室に収容しての隔離処遇が原則とされていること、そして、死刑確定者と再審弁護人との秘密面会が保障されていないこと(以上ロドリール委員)についても、非常に大きな問題として指摘がな

された。このうち、死刑確定者と弁護人との面会については、政府代表団(法務省)から、「死刑確定者は、その刑罰の重さから自殺や逃亡の防止の必要性が特に要請されるため、その動静を把握する必要の高く認められることから、いまだ再審開始決定が確定していない段階において、職員を立ち会わせる原則はやむを得ないものと考えられる」という、刑事被收容者処遇法の審議過程における法務大臣の答弁よりも数段後退した回答がなされたことは特筆に値する。しかし、委員はこの回答に到底納得せず、なぜ、再審開始決定の前後で立会要請の度合いが変わるのか分からぬ、非常に重大なプライバシーの侵害であるという発言がなされた。

また、死刑判決及び死刑執行数が著しく増加していることに対して、「これだけ増えているということは、本当に犯罪に対する抑止効果があるのか(ないのではないのか)」(シャネ委員)との指摘が、また、必要の上訴制度の欠如に関して、「上訴権を行使しないのは、それが困難なためではないか」(ロドリール委員)という実態を踏まえた鋭い指摘がなされた。しかし、政府からは、死刑執行数は(審査時点で2008年中は)13人であり、個別の事例を慎重に配慮したうえで進んでおり、死刑の適用は限定的に行っていると、従来の見解を繰り返すにとどまった。さらに、死刑執行の事前告知がないこと(シャネ委員)、高齢者に対する死刑執行、死刑確定者は昼夜単独室に収容しての隔離処遇が原則とされていること、そして、死刑確定者と再審弁護人との秘密面会が保障されていないこと(以上ロドリール委員)についても、非常に大きな問題として指摘がな

された。このように、委員からの意見に対して対話の姿勢をまったく示さず、死刑の適用を拡大し死刑確定者の権利保障を軽んずるといふ規定路線を頑なに堅持する政府の姿勢が、委員会による極めて厳しく、かつ具体的な勧告を招くことは必ずしも避けられなかった。のみならず、直後になされた死刑執行は、その方向性を決定づけたといえる。当初、総括所見の採択は、早ければ10月28日にもなされると見込まれていた。まさにその28日朝、政府は、2名の死刑確定者に対する執行を行ったのである。しかも、1名は70歳という高齢者、もう1名は第一審での無期懲役判決が控訴審で覆され、その後、本人の上告取り下げにより死刑が確

定したというケースであり、いずれも審査において委員たちが問題ありとして取り上げていた執行例に該当する事案であった。時期といい、執行対象者の選択といい、まもなく採択される勧告の内容を見越したうえで、敢えて行った執行は、委員会のみならず国際社会全体に対する挑戦にほかならない。我々は、この執行情報をさまざま国連に通報したが、執行の事実が勧告を一段と強める役割を果たしたことは間違いないであろう。

そして10月30日(日本時間31日未明)、待ちに待った総括所見が示された。総括所見に示された勧告のうち、死刑に関する部分は以下のとおりである。

第16項 ○政府は世論にかかわらず死刑廃止を前向きに検討し、必要に応じて国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。当面の間、死刑は規約第6条第2項に従い、最も深刻な犯罪に限定されるべきである。

○死刑確定者の処遇及び高齢者・精神障害者への死刑執行に対し、より人道的なアプローチをとるよう考慮すべきである。

○死刑執行に備える機会がないことにより蒙る精神的苦痛を軽減するため、死刑確定者及びその家族が、予定されている死刑執行の日時を適切な余裕をもって告知されることを確実にすべきである。

○死刑確定者と再審に関する弁護士のすべての面会の厳格な秘密性を確保すべきである。

第21項 ○死刑確定者を単独室拘禁とする規則を緩和し、単独室拘禁は限定された期間の例外的措置にとどまることを確実にすべきである。

○政府は、勧告部分の前に記載された懸念事項とあわせて、広く国内で広報されなければならぬ(総括所見33項はまさにこの点を政府に要求している)。特に死刑求刑の予想される裁判員裁判では、勧告内容が十二分に活用されるべきである。

政府には追加情報の提出義務 さらに重要なことは、総括所見の第34項において、委員会は日本政府に対し、4つの項目について1年以内の追加情報を求めているのであるが、その中に上記の第17項と21項が含まれているという点とである(他の2項目は第18項(代用監獄の廃止など)及び第19項(取調べの全過程の可視化など)である)。

○死刑事件においては、再審査を義務的とするシステム(必要的上訴制度)を導入し、再審請求や恩赦の出願による執行停止効果を確認し、すべきである。

○死刑確定者と再審に関する弁護士のすべての面会の厳格な秘密性を確保すべきである。

○死刑確定者を単独室拘禁とする規則を緩和し、単独室拘禁は限定された期間の例外的措置にとどまることを確実にすべきである。

○死刑事件においては、再審査を義務的とするシステム(必要の上訴制度)を導入し、再審請求や恩赦の出願による執行停止効果を確認し、すべきである。

と並行しての死刑執行の停止、そして世論への働きかけを強めていく必要がある。

1月国際シンポジウムに参加を！ 勧告を広く知らしめ、その内容を実現に近付けていくための第一弾として、当委員会では、来る1月9日に、国際シンポジウムを開催する予定である。メインスピーカーは世界的に著名な国際人権法の権威であり、かつ、死刑問題に造詣の深いウィリアム・シャバス教授(アイルランド人権センター、アイルランド国立大学ゴールウェイ校)である。近年の国際社会がどのように動き、そして日本に対して何を求めているのか、日本に住む私たちにメッセージを伝えてくれるのに、これ以上望み得ない最高のゲストと言える。また年明け間もない時期であるが、新年のはじめにシャバス氏の講演を聴き、ともに議論し、勧告の実現、そして日弁連の掲げる死刑執行停止という大きな目標に近づく決意を新たにしたい。多くの会員・市民の皆さんの参加を心から呼びかける。

○死刑確定者の処遇及び高齢者・精神障害者への死刑執行に対し、より人道的なアプローチをとるよう考慮すべきである。

○死刑執行に備える機会がないことにより蒙る精神的苦痛を軽減するため、死刑確定者及びその家族が、予定されている死刑執行の日時を適切な余裕をもって告知されることを確実にすべきである。

○恩赦、減刑及び執行の一時延期は、死刑確定者にとって真に利用可能なものとされるべきである。

○死刑事件においては、再審査を義務的とするシステム(必要の上訴制度)を導入し、再審請求や恩赦の出願による執行停止効果を確認し、すべきである。

○死刑確定者と再審に関する弁護士のすべての面会の厳格な秘密性を確保すべきである。

○死刑事件においては、再審査を義務的とするシステム(必要の上訴制度)を導入し、再審請求や恩赦の出願による執行停止効果を確認し、すべきである。

「死刑を考える日」を開催

〔小川原優之事務局長〕

日弁連は、できるだけ多くの市民とともに死刑のもつ残酷性や問題点を再度考えるため、本年10月16日、「死刑を考える日」を開催した。この催しでは、刑場を視察した経験のある「死刑廃止を推進する議員連盟」の保坂展人衆議院議員の講演と映画「休暇」(原作：吉村昭、監督：門井肇、出演：小林薫、西島秀俊)の上映を行い、320名を超える市民や弁護士、マスコミ関係者などが参加した。

保坂議員からは「刑場視察で私が見たものは何か」とのテーマで、東京拘置所の刑場の様子について詳細な説明があった。保坂議員は、3つある執行ボタンや目隠しのアコーディオンカーテンといった「舞台装置」を見て、命を絶つという生々しさを遠ざけるものと感じたと述べた。また、死刑確定者の首にロープをかける係と、吊された死刑確定者の身体を下で受け止める係を務める刑務官の精神的負担の大きさにも言及した。

続いて上映された映画「休暇」は、死刑確定者の日常生活の様子や死刑執行までの流れ、処遇と執行の双方に携わる刑務官の人間としての苦悩等が描かれた作品である。今回、多数の参加申込みがあったが、これは、映画のもつ魅力と死刑制度への関心の高まりによるものであろう。参加者からは、これまで知り得なかった事実を知って執行の重さを痛感した、死刑制度に一石を投じる映画だと思ふ等の感想が複数寄せられた。

また、グラフや図を中心とした資料を配布し、凶悪犯罪は増えていないこと、それにもかかわらず死刑判決・死刑執行数は激増していること、死刑廃止・死刑執行停止が世界の潮流であること等を説明した上で、日弁連が本年3月の理事会で承認した死刑執行停止法案についての理解を求めた。

日弁連は今後も、死刑に関する正確な情報をできる限り平易な表現で市民に提供し、市民自らが死刑制度について考え、死刑執行停止法案について理解してもらうための企画を行う予定である。